

**農地異動は、農業委員会で手続きを行うことが原則です。**  
**農業委員会での手続きを行えない特段の事情（農地中間管理事業の手続中など）があり、農作業受託者が交付金を申請する場合は、本様式に準じた契約書を作成し、写しを提出してください。**

## 特定農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。  
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和8年3月1日

委託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 二 郎
電 話	〇〇-〇〇〇〇

受託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 一 郎
電 話	〇〇-〇〇〇〇

第1条 委託者は、受託者に対し、別紙農作業委託リストに提示する農用地について、「農作業を委託する農作物」欄に記載した農作物の農作業を委託し、受託者はこれを受託する。

第2条 委託者は、受託者に対し、前条に提示する農用地において生産、収穫された農産物の販売を委託し、受託者はこれを受託する。

第3条 受託者は、第2条により委託者が受託者に販売を委託した農産物の販売収入のうち、委託者に別紙単価表に定める一定額を支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から、令和9年3月31日までとする。

第5条 委託者と受託者の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ変更することができるものとする。

(別紙)

農作業委託リスト

	耕地番号	地名地番	作付面積(m <sup>2</sup> )	作物名	(水稻のみ記載) 栽培方法・品種
1	0010	馬場町 9-25-(1)	2,980	枝豆	
2	0020	馬場町 9-25-(2)	2,970	水稻	慣行はえぬき

単価表

	作物名	単価(円/10a)
1	枝豆	〇〇〇〇
2	慣行 はえぬき	〇〇〇〇

水稻の場合は作型と品種について記入してください。